

別紙1 畜産経営基盤強化支援事業

第1 事業の内容

本事業の内容は、次の1から3のメニューで構成し、各メニューの詳細は別表に定めるとおりとする。

- 1 新規就農者経営開始支援
- 2 中小規模経営体等生産拡大支援
- 3 大規模経営体施設整備支援

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー毎の詳細については、別表に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。なお、1戸1法人は認定農業者（法人）として取り扱う。

2 畜産クラスター計画の中心的経営体

畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めている法人及び個人であること。

農協等の生産部会を中心的経営体として定めている場合は、当該部会の会員であること。

3 新規就農者

(1) 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金のいずれかの交付を受けている、又は受けていたこと。

イ 就農準備資金の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。

ウ 次の(ア)から(オ)のすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合は(ア)は不要）

(ア) 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。

(ウ) 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。

(エ) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

(2) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けており、かつ、ミドルエイジ支援資金の資金給付を受けていること。

4 公共牧場管理運営主体

公共牧場を有する市町村から、牧場の管理委託もしくは指定管理を受けていること。

5 畜産クラスター協議会

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に基づき、農林水産省畜産局長が定める要件を満たしていること。

第3 実施手続き

1 国庫補助事業の活用

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（以下、「畜産クラスター事業」という。）による施設整備を行う場合は、第1の3のメニューを活用する。実施手続き、事業内容、取組主体、事業採択要件、成果目標、事業実施状況報告、事業の評価、様式等は次に定めるところによるものとする。

(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱

(2) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領

(3) 補助対象事業費の取り扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知）

2 事業実施計画の承認

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別紙様式1-1及び別紙様式2により生産計画、事業の成果目標及び生産に必要な機械・施設・素畜等の導入計画等を内容とする事業実施計画を知事又は関係市町村長に提出してその承認を受けるものとする。なお、新規就農者経営開始支援は別紙様式2-1、中小規模経営体等生産拡大支援は別紙様式2-2、大規模経営体施設整備支援は別紙様式2-3により、成果目標の評価品目毎に事業実施計画を作成すること。

(2) 本事業の事業実施計画書の提出を受けた知事又は市町村長は、その内容について必要な指導及び調整を行うとともに、市町村長は事業実施主体より提出を受けた事業実施計画と別紙様式1-2及び別紙様式3によりまとめた年度別事業実施計画を地域振興局長に提出し、その承認を受け、知事又は市長村長は別紙様式1-5により事業実施主体へ通知するものとする。

(3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は別紙様式1-3により承認するものとし、承認後は、その内容を速やかに別紙様式1-4により農林水産部長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の内容を変更する場合は、第3の2に準じて行うものとする。

第4 助成

- 1 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 助成対象及び補助率等

本事業における助成対象及び補助率等は、別表のとおりとし、取組別補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各1/12とする。

(3) 補助金の取扱い

ア 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

イ 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第5 事業の実績報告

本事業の実績報告については、秋田県農林水産部畜産振興課補助金等交付要綱（以下、「補助金等交付要綱」という。）第7に基づく実績報告をもってこれに代えるものとする。

第6 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画（変更）承認申請書（別紙様式1－1）
- 2 年度別事業実施計画（変更）承認申請書（別紙様式1－2）
- 3 年度別事業実施計画（変更）承認通知書（別紙様式1－3）
- 4 年度別事業実施計画（変更）承認報告書（別紙様式1－4）
- 5 事業実施計画（変更）承認通知書（別紙様式1－5）
- 6 新規就農者経営開始支援 事業実施計画（変更）（別紙様式2－1）
- 7 中小規模経営体等生産拡大支援 事業実施計画（変更）（別紙様式2－2）
- 8 大規模経営体施設整備支援 事業実施計画（変更）（別紙様式2－3）
- 9 年度別事業実施計画書（変更）（別紙様式3）
- 10 飼養管理台帳（別紙様式4）
- 11 肥育素牛導入台帳（別紙様式5）

別表 1 新規就農者経営開始支援

取組	助成内容	事業採択基準等												
1 施設整備	肉用牛、比内地鶏、特用家畜の生産に要する施設整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア 畜舎（繁殖牛舎、育成舎、肥育牛舎、比内地鶏鶏舎、特用家畜飼養管理施設） イ 堆肥舎 ウ 稲わら等保管施設 エ 附帯機械（飼養管理施設整備時に限る） バークリーナー、消毒用機器等 オ 附帯機械（堆肥舎整備時に限る） フロントローダー 等 カ 附帯資材（飼養管理施設整備時に限る） 給水器、給餌器、初生雛用ヒーター、防鳥ネット等 (2) 補助率 1／3以内（新規参入者1／2以内） (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内（新規参入者15,000千円以内） かつ施設本体 <table><tr><td>牛 舎</td><td>21千円／㎡以内</td></tr><tr><td>（新規参入者</td><td>31千円／㎡以内）</td></tr><tr><td>堆肥舎</td><td>31千円／㎡以内</td></tr><tr><td>（新規参入者</td><td>46千円／㎡以内）</td></tr><tr><td>稲わら等保管庫</td><td>34千円／㎡以内</td></tr><tr><td>（新規参入者</td><td>51千円／㎡以内）</td></tr></table> (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	牛 舎	21千円／㎡以内	（新規参入者	31千円／㎡以内）	堆肥舎	31千円／㎡以内	（新規参入者	46千円／㎡以内）	稲わら等保管庫	34千円／㎡以内	（新規参入者	51千円／㎡以内）	(1) 事業実施主体 新規就農者（認定就農者、ミドル層の認定農業者） (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1／2倍以上増加すること。 (3) 肉用牛の飼養管理施設については、本要領の要件を満たすことを前提として、既存飼養管理施設の増築・改修による事業ができるものとする。 (4) 過度に大きな施設整備となることを避けるため牛舎面積の基準は次のとおりとする。 繁殖牛舎 12.0 ～ 16.0㎡／繁殖雌牛1頭当たり ※通路等を含む 育 成 舎 2.4 ～ 3.9㎡／育成牛1頭当たり 肥育牛舎 5.5 ～ 6.1㎡／肥育牛1頭当たり (5) 比内地鶏（素雛を含む）の生産に取り組む場合は次のとおりとする。 ア 比内地鶏の生産 (ア) 新規に飼養を開始する場合、年間概ね2,000羽（1,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。 (イ) 飼養規模を拡大する場合、年間概ね6,000羽（3,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。 (ウ) 県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。 イ 比内地鶏素雛の生産 (ア) 県が必要と認め、県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。 (6) 飼養管理施設の整備に関する知事特認 飼養管理施設の整備について、補助上限額が10,000千円を超えるものは原則として畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）へ誘導を行うが、
牛 舎	21千円／㎡以内													
（新規参入者	31千円／㎡以内）													
堆肥舎	31千円／㎡以内													
（新規参入者	46千円／㎡以内）													
稲わら等保管庫	34千円／㎡以内													
（新規参入者	51千円／㎡以内）													

		特別な理由等により知事が畜産クラスター事業への誘導が難しいと判断した場合に限り補助上限額10,000千円を超えて補助できるものとする。
2 機械・資材導入	家畜及び飼料の生産に要する機械等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア スマート農業機械 イ 暑熱対策機器、資材 ウ 省コスト・省エネ化機械 エ 自給飼料生産・利用機械 オ 草地整備改良に係る資材 カ 飼料用とうもろこし生産拡大に係る資材 キ 堆肥散布機械 (2) 補助率 1／3以内（新規参入者1／2以内） (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内（新規参入者15,000千円以内） かつ草地整備改良及び飼料用とうもろこし生産拡大に係る資材 20千円／10a以内 （新規参入者30千円／10a以内） (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 新規就農者（認定就農者、ミドル層の認定農業者） (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1／2倍以上増加すること。
3 素畜導入	肉用繁殖雌牛及び乳用雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。増頭の考え方は別表2の取組6又は取組8に準ずる。また、特用家畜の素畜の導入に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア 肉用繁殖雌牛 （黒毛和種、褐毛和種、日本短角種） イ 乳用初妊牛 （ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種） ウ 特用家畜 （緬羊、山羊、家兔、馬）	(1) 事業実施主体 新規就農者（認定就農者、ミドル層の認定農業者） (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1／2倍以上増加すること。 (3) 飼養管理台帳の作成・整備（別紙様式4） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する肉用繁殖雌牛又は乳用雌牛の飼養管理台帳を作成し、これを保管すること。

	(2) 奨励金額及び補助率 ア 肉用繁殖雌牛 奨励金 外部導入178千円 自家保留100千円 イ 乳用初妊牛 奨励金 195千円 ウ 特用家畜 補助金 1／3以内 (新規参入者1／2以内) (3) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	
4 その他	就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 取組1～3以外の就農計画の実現に必要な取組 (2) 補助率 1／3以内（新規参入者1／2以内） (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (新規参入者15,000千円以内) (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 新規就農者（認定就農者、ミドル層の認定農業者） (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1／2倍以上増加すること。

別表2 中小規模経営体等生産拡大支援

取組	助成内容	事業採択基準等
1 スマート農業機械導入	スマート農業技術により省力化や効率化、生産性・収益性の向上を図る機械の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 分娩・発情監視システム、ほ乳ロボット、自動給餌機、行動モニタリング装置、ICT放牧牛管理システム、飼料タンク残量監視装置、畜舎用ファン・細霧装置（センサー等による自動制御機能を有するものに限る）等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、公共牧場管理運営主体（ICT放牧牛管理システムに限る） (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。
2 暑熱対策機器、資材導入	暑熱対策機器及び資材の導入に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 いずれも設置、施工費用を含む。 ア 暑熱対策機器（大型扇風機（単価100千円以上のものに限る）、散水機、細霧機 等） イ 暑熱対策資材（断熱材、断熱塗料 等） (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。
3 省コスト・省エネ化機械	省力化や効率化、生産性・収益性の向上を図る機械の整備に必要な経費に助成する。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心

導入	(1) 助成対象 ア バルククーラー、ヒートポンプ 等 イ 施設補改修 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	的経営体 (2) 成果目標 生産コストを5%以上削減すること。
4 畜舎整備 (肉用牛)	肉用牛の生産拡大に要する施設整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア 飼養管理施設 イ 附帯機械（飼養管理施設整備時に限る） バーンクリーナー、消毒用機器等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 かつ施設本体 21千円／㎡以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 肉用牛の飼養管理施設については、本要領の要件を満たすことを前提として、既存飼養管理施設の増築・改修による事業ができるものとする。 (4) 過度に大きな施設整備となることを避けるため牛舎面積の基準は次のとおりとする。 繁殖牛舎 12.0 ～ 16.0㎡／繁殖雌牛1頭当たり ※通路等を含む 育成舎 2.4 ～ 3.9㎡／育成牛1頭当たり 肥育牛舎 5.5 ～ 6.1㎡／肥育牛1頭当たり (5) 飼養管理施設の整備に関する知事特認 飼養管理施設の整備について、補助上限額が10,000千円を超えるものは原則として畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）へ誘導を行うが、特別な理由等により知事が畜産クラスター事業への誘導が難しいと判断した場合に限り補助上限額10,000千円を超えて補助でき

		るものとする。
5 畜舎整備 (比内地鶏)	比内地鶏（素雛を含む）の生産拡大に要する施設等の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア 飼養管理施設 イ 附帯資材（飼養管理施設整備時に限る） 給水器、給餌器、初生雛用ヒーター、防鳥ネット等 ウ 除雪機（ロータリー式に限る） (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 比内地鶏（素雛を含む）の生産に取り組む場合は次のとおりとする。 ア 比内地鶏の生産 (ア) 新規に飼養を開始する場合、年間概ね2,000羽（1,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。 (イ) 飼養規模を拡大する場合、年間概ね6,000羽（3,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。 (ウ) 県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。 イ 比内地鶏素雛の生産 (ア) 県が必要と認め、県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。
6 肉用繁殖雌牛増頭	肉用牛の生産拡大のため繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。 (1) 助成対象 繁殖雌牛 (黒毛和種、褐毛和種、日本短角種) (2) 奨励金 ア 外部導入 178千円 イ 自家保留 100千円 (3) 奨励金の対象となる繁殖雌牛 ア 事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭又はその飼養頭数を維持した場合、奨励金の交付対象とする頭数は、(ア) 本年年末頭数から(イ) 本年期首頭数を差し引いた頭数とする。 事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛の飼養頭数が一時的に減少した場合、奨励金の交付対象とする頭数は(ア) 本年年末頭数から(ウ) 前年期首頭数を差し引いた頭数とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 飼養管理台帳の作成・整備（別紙様式4） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する肉用繁殖雌牛の飼養管理台帳を作成し、これを保管すること。

	ただし、別表4に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる場合、又は事業実施年の前年に繁殖雌牛を飼養しておらず、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する場合はこの限りではない。 (ア) 本年末頭数 事業実施年度の12月31日現在における満9か月以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 (イ) 本年期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 (ロ) 前年期首頭数 事業実施前々年度の1月1日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 エ 事業実施前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日の間に外部導入したものであって、次の全ての要件を満たすもの。 (ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種であること。 (イ) 導入時点での月齢が、満72か月未満であること。 (ロ) 実施年度の12月31日現在での月齢が、満9か月齢以上であること。 ウ 事業実施前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日の間に繁殖に供するため自家保留したものであって、次の全ての要件を満たすもの。 (ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種であること。 (イ) 繁殖候補牛として選抜した時点での月齢が、満14か月齢未満であること。 (ロ) 実施年度の12月31日現在での月齢が、9か月齢以上であること。	
7 肥育素牛導入	肥育団地を整備した生産者の経営の早期安定を図るため肥育牛の導入に対して助成する。 (1) 助成対象 肥育素牛 (2) 補助金 預託貸付利子相当額の1/2以内 (3) 対象とする肥育素牛は次のとおりとする。 ア 肥育仕向けとするため、当該年度中に家畜市場から購入した黒毛和種子牛とする。 イ 本事業により導入した肥育素牛は、善良なる管理の下で飼育し、概ね20か月間の肥育	(1) 事業実施主体 畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 補助金の交付対象者 畜産クラスター事業で肥育牛舎の施設整備を行ったもの。 (4) 肥育素牛導入台帳の作成・整備（別紙様式5） 事業実施主体は、肥育素牛の導入について、台帳を作成し、これを保管すること。

	後、原則「秋田牛」として出荷すること。 ウ 肉用牛肥育経営維持拡大対策事業の対象としていないこと。	
8 乳用初妊牛導入	生乳の生産拡大のため、乳用初妊牛を導入し、乳用雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。 (1) 助成対象 乳用初妊牛 (ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種) (2) 奨励金 195千円 (3) 奨励金の対象となる乳用初妊牛 ア 事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満24か月齢以上の乳用雌牛を増頭又はその飼養頭数を維持した場合、奨励金の交付対象とする頭数は、(ア)本年末頭数から(イ)本年期首頭数を差し引いた頭数とする。 事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満24か月齢以上の乳用雌牛の飼養頭数が一時的に減少した場合、奨励金の交付対象とする頭数は(ア)本年末頭数から(ウ)前年期首頭数を差し引いた頭数とする。 ただし、別表5に定める乳用雌牛の事故等により乳用雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる場合、又は事業実施年の前年に乳用雌牛を飼養しておらず、新たに乳用雌牛の飼養を開始する場合はこの限りではない。 (ア) 期末頭数 事業実施年度の12月31日現在における満24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。 (イ) 当年期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における満24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。 (ウ) 前年期首頭数 事業実施前々年度の1月1日現在における満24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。 イ 事業実施前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日の間に外部導入したものであって、次の全ての要件を満たすもの。 (ア) 生乳生産を目的に飼養されているホルスタイン種、ジャージー種又はブラウンスイス種であること。 (イ) 初妊牛であること。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 飼養管理台帳の作成・整備（別紙様式4） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する乳用雌牛の飼養管理台帳を作成し、これを保管すること。

別表 3 大規模経営体施設整備支援

取組	助成内容	事業採択基準等
1 施設整備	畜産クラスター事業の施設整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 第3の1に従う (2) 補助率 第3の1に従う (3) 補助金の上限金額 第3の1に従う	(1) 事業実施主体 畜産クラスター協議会 (2) 成果目標 第3の1に従う

別表4 肉用繁殖雌牛の事故等

事故等	要 件
死 亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃 用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫、創傷性心のう炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明（盗難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合 (5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合
とう汰	牛伝染性リンパ腫のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰（自主とう汰を含む。）により、牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該繁殖牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合

別表5 乳用雌牛の事故等

事故等	要 件
死 亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃 用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、牛伝染性リンパ腫、伝達性海面状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの、又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。） (4) 行方不明（盗難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合 (5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合 (6) 治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなった場合
とう汰	牛伝染性リンパ腫のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰（自主とう汰を含む。）により、牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該繁殖牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合